

流山市生ごみ肥料化処理器購入補助金制度の ご利用について

生ごみを処理する容器・機器を購入した方に対し、購入費の一部を補助します。

1. 対象者

次の要件のいずれにも該当する方で、容器等を購入し、設置した方

- (1) 市内に住所を有し居住している方（個人に限ります。）
- (2) 市税を完納している方

2. 補助対象機器・補助金額・補助器数など

機器の種類によって、補助金額や補助対象となる器数が異なります。

なお、材料等を購入し自作したものは、補助金の交付対象外となります。

(1) 生ごみ肥料化処理容器

機器の概要	<ul style="list-style-type: none"> ・コンポスト容器 (土中の微生物の働きによって生ごみを堆肥化させるもの) ・EM菌等使用容器 (容器に入れた生ごみを、EM菌発酵剤の働きにより堆肥化させるもの)
補助金額	本体購入価格(税込み)の1/2 (100円未満切捨て) ※上限6,000円
補助器数	1世帯当たり1年間で1器まで

(2) 生ごみ処理機器(電気式生ごみ処理機器)

機器の概要	機械により生ごみを減量化・資源化するもの。 「乾燥型」や「バイオ・消滅型」など
補助金額	本体購入価格(税込み)の1/2 (100円未満切捨て) ※上限30,000円
補助器数	1世帯当たり3年間で1器まで

(裏面あり)

3. 申請時に必ず必要なもの

下記の（１）と（２）を両方提出してください。

なお、不備があった場合は再提出となります。

（１）以下の条件をすべて満たした領収書（原本）

ア 購入者氏名の記載があるもの

イ 本体購入価格の記載があるもの

（補助は、本体購入価格（税込）に限ります。

送料やメーカー保障費用、EM発酵剤費用、分解媒体剤費用、工賃などは補助の対象外です。）

ウ 税率や消費税額等の記載があるもの

エ 購入した機器名や品番等の記載があるもの

オ 購入日の記載があるもの

（購入日から起算して1年以内の申請が対象です。）

カ 領収書を発行した事業所名（会社名、店名等）の記載があるもの

※領収書にア～カの記載がない場合は、支払明細書やお買上げ明細書等も併せてご提出ください。

※インターネットや通信販売で購入した場合も、購入先から領収書を発行してもらうようお願いいたします。

（２）流山市生ごみ肥料化処理器購入補助金交付申請書兼請求書

記入例を参考に、必要事項を記入してください。

4. その他

補助金交付後に、処理器使用後の減量効果等についてアンケートを予定しています。ぜひご協力ください。

問合せ先 流山市クリーンセンター 収集リサイクル係 電話：04-7157-7411
--

※令和4年3月11日広報ながれやまの掲載内容に一部修正があります。